

地域計画

策定年月日	令和7年3月17日
更新年月日	令和 年 月 日 (第 回)
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	南丹市 262137
地域名 (地域内農業集落名)	美山町鶴ヶ岡地域 (今宮、栃原、砂木、棚、川合、殿、舟津、松尾、神谷、 名島、洞、田土、吉田、林、庄田、脇、熊壁、山森)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	108.9 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	108.7 ha
② 田の面積	107.8 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	1.1 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	2.3 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	95 ha
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・農業者の高齢化に伴い、遊休農地の増加が懸念されることから農地中間管理機構を通じて担い手への農地集積を進めている。また、農事組合を通じ、若い農業者へ向けたトラクター等農業機械の操作方法の指導も進めている。

・農機具や農業機械の物価が高騰、維持修繕の費用も嵩み、負担が増え不安な状況である。

現在の耕作者が離農すると、後継者の大半が地域を離れてしまっているため、農地の引継ぎが難しい状況である。また、当地域は急な傾斜や湾曲した農地が多く所在しており、そういった農地は保全管理が精一杯の状況である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・農作業の共同化、農業機械の共同利用で集落の農業を持続させることが必要である。また、畔、水路、農道の保全管理は各個人では負担がかかるため、地域で全体の問題として取り組みを進めて行く。

・後継ぎとなる担い手が地域内に少数のため、確保・育成は難しく課題ではあるが、地域外からの農地を利用してくれるものを探す努力が必要である。

・中山間地域の獣害は甚大で喫緊の課題であることから、市の補助制度等を活用し防護柵の設置等の対策を講じていきたい。

・米作以外の農作物の収穫を検討することや農作業効率化のための農事組合所有のオペレーター等、耕作機械の老朽化に伴う更新に向けた対応及び、地域内外から耕作者やオペレーターの確保を進めるための組織作り等体制の構築を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集約を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	19	%	将来の目標とする集積率
			50 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・多様な担い手の確保に努め、そういった地域農業を担う者と話をし、必要であれば農地の集積・集約を行う。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
・担い手間の話し合いや地域の集会でしっかりと話をし、検討していきたい。
(2)農地中間管理機構の活用方法
・多様な担い手の意向を汲み取りつつ、農地中間管理機構へ段階的に集積・集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組
・未整備田については大区画化等を検討していきたいが、後継者が地域を離れて生活しており、また、諸費用負担についての同意が得られるかが課題である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・地域内だけでなく、地域外からの多様な担い手の確保・育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・農事組合が草刈りなどの作業を実施する体制を整える。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①鳥獣害防止を徹底して、農業意欲が継続できる仕組みづくりを構築する。また、捕獲人材の確保を進める必要があり、猟友会と協力し進めて行きたい。
- ②減農薬・化学肥料を低減した農業を目指す。
- ③低コスト、省人口化を目的とし、情報収集、精査しできることを取り入れていきたい。
- ⑤耕作放棄地等については果樹園に変更し所得の向上につなげる。
- ⑦地域でコミュニケーションを取り、地域ぐるみで農地を保全管理する体制を整える。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 15 年度)							
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考			
サ	農業者A	水稻、大豆、小麦、野菜	ha	8.36	ha	水稻、大豆、小麦、野菜	ha	8.36	ha	農業者A		
サ	農業者B	水稻、大豆、小麦、野菜	ha	5.37	ha	水稻、大豆、小麦、野菜	ha	5.37	ha	農業者B		
認農	農業者C	水稻、蕎麦、大豆	5.04	ha	ha	水稻、蕎麦、大豆	5.04	ha	ha	農業者C		
認就	農業者D	水稻、野菜	4.80	ha	ha	水稻、野菜	4.80	ha	ha	農業者D		
認農	農業者E	水稻、蕎麦、野菜	3.64	ha	ha	水稻、蕎麦、野菜	3.64	ha	ha	農業者E		
サ	農業者F	水稻、蕎麦	ha	3.58	ha	水稻、蕎麦	ha	3.58	ha	農業者F		
サ	農業者G	水稻、蕎麦	ha	2.52	ha	水稻、蕎麦	ha	2.52	ha	農業者G		
利用者	農業者H	水稻	2.34	ha	ha	水稻	2.34	ha	ha	農業者H		
利用者	農業者I	水稻	2.21	ha	ha	水稻	2.21	ha	ha	農業者I		
利用者	農業者J	水稻	1.51	ha	ha	水稻	1.51	ha	ha	農業者J		
サ	農業者K	蕎麦	ha	1.45	ha	蕎麦	ha	1.45	ha	農業者K		
利用者	農業者L	水稻	1.32	ha	ha	水稻	1.32	ha	ha	農業者L		
利用者	農業者M	水稻	1.11	ha	ha	水稻	1.11	ha	ha	農業者M		
利用者	農業者N	水稻	1.00	ha	ha	水稻	1.00	ha	ha	農業者N		
利用者	その他耕作者	水稻等	64.60	ha	ha	水稻等	64.60	ha	ha	耕作者あり		
計	14経営体		87.6	ha	21.3	ha		87.6	ha	21.3	ha	

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

